



平成18年9月8日

各位

会社名 ゼネラルパッカー株式会社
代表者名 代表取締役社長 梅森 輝信
(JASDAQ・コード6267)

問い合わせ先 専務取締役 池澤 晃
管理部長

電話番号 0568(23)3111(代表)

定款一部変更に関するお知らせ

平成18年9月8日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年10月24日開催予定の第45期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 市町村合併により、平成18年3月20日に住所が変更されたことに伴い、本店所在地の住所表示の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律87号。以下「整備法」という。)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - ① 会社法第189条の規定により、単元未満株式についての権利に関する規定を定めるため、変更案第10条を新設するものであります。
 - ② 定款に定めを設けることで、会社法施行規則第94条、第133条及び会社計算規則第161条、第162条の規定により、株主総会参考書類等に記載又は表示すべき内容をインターネットで開示することにより株主に提供したものとみなすことができる旨を定めるため、変更案第16条を新設するものであります。
 - ③ 株主総会における議決権の代理行使について、代理人の員数を明確にするため、変更案第18条のとおり変更するものであります。
 - ④ 会社法第370条の規定により、必要に応じて書面または電磁的により取締役会の決議を行うことを可能とするため、現行定款第22条を変更案第26条のとおり変更するものであります。
 - ⑤ その他、会社法の施行に伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

- ・ 当会社に、取締役会、監査役を置く旨の定め。
- ・ 当社は株券を発行する旨の定め。
- ・ 当社は株主名簿管理人を置く旨の定め。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を愛知県西春日井郡西春町に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、1,400万株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を愛知県<u>北名古屋市</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;">(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(1) 取締役会</p> <p style="text-align: center;">(2) 監査役</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告<u>方法</u>は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1,400万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第8条 当社の株式については、株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年7月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、<u>必要がある</u>ときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(議事録)</p> <p>第 15 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第 16 条 (条文省略) (選任方法)</p> <p>第 17 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、就任後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. (条文省略) (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 19 条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第 21 条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 22 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第 19 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第 20 条 (現行どおり) (選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり) (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録) 第 23 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程) 第 24 条 (条文省略) (報酬) 第 25 条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第 5 章 監 査 役 (員 数) 第 26 条 (条文省略) (選任方法) 第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(任 期) 第 28 条 監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(報酬) 第 29 条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第 6 章 計 算 (営業年度) 第 30 条 当会社の営業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの 1 年とする。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録する。<u>議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(取締役会規程) 第 28 条 (現行どおり) (報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める</p> <p>第 5 章 監 査 役 (員 数) 第 30 条 (現行どおり) (選任方法) 第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期) 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(報酬等) 第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 6 章 計 算 (事業年度) 第 34 条 当会社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(利益配当金)</p> <p>第 31 条 <u>利益配当金は、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u> (新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 32 条 <u>当社は、取締役会の決議により毎年1月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 33 条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 35 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第 36 条 <u>当社は、毎年1月31日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 37 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日

平成18年10月24日(火)

定款変更の効力発生予定日

平成18年10月24日(火)

以上